



発行 新潟県

第22号

令和6年3月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 10 新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健総務課）
- 11 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 12 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 318 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
- 319 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
- 320 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
- 321 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
- 322 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 323 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 324 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 325 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 326 介護保険法による介護医療院の開設許可（高齢福祉保健課）
- 327 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 328 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 329 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 330 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 331 保安林の指定（治山課）
- 332 保安林の指定（治山課）
- 333 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 334 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 335 公共測量の終了通知（監理課）
- 336 基本測量の実施通知（監理課）
- 337 公共測量の終了通知（監理課）
- 338 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）
- 339 道路の区域変更（道路管理課）
- 340 道路の供用開始（道路管理課）
- 341 道路の区域変更（道路管理課）
- 342 道路の供用開始（道路管理課）
- 343 道路の区域変更（道路管理課）
- 344 道路の供用開始（道路管理課）
- 345 道路の区域変更（道路管理課）
- 346 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

教育委員会規則

- 1 新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

教育委員会告示

2 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

規 則

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第10号

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第48号様式（第19条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">〒 ー</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所</p> <p>申請者 TEL () ー</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>個人番号</u></p> <p>(略)</p>	<p>第48号様式（第19条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">〒 ー</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所</p> <p>申請者 TEL () ー</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>(略)</p>
<p>第49号様式（第20条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p>申請者（大学等に進学する者）</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>個人番号</u></p> <p>(略)</p>	<p>第49号様式（第20条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p>申請者（大学等に進学する者）</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改正後		改正前	
別表(第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) クロマト庫	<u>300円</u>	(1) クロマト庫	<u>290円</u>
(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>530円</u>	(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>520円</u>
(3) プレハブ冷凍庫	<u>370円</u>	(3) プレハブ冷凍庫	<u>350円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,370円</u>	(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,300円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>440円</u>	(5) 衝撃式粉砕機	<u>420円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,870円</u>	(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,840円</u>
(7) 急速凍結機	<u>460円</u>	(7) 急速凍結機	<u>450円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,380円</u>	(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>3,450円</u>
(2) 糖分析装置	<u>930円</u>	(2) 糖分析装置	<u>830円</u>
(3) 有機酸分析装置	<u>1,090円</u>	(3) 有機酸分析装置	<u>970円</u>
(4) 生体微量酵素解析システム	<u>500円</u>	(4) 生体微量酵素解析システム	<u>490円</u>
(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,170円</u>	(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,150円</u>
(6) 示差走査熱量計	<u>430円</u>	(6) 示差走査熱量計	<u>760円</u>
(7) 香気成分回収装置	<u>1,070円</u>	(7) 香気成分回収装置	<u>1,060円</u>
(8) 発酵成分定量分析装置	<u>1,230円</u>		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)	機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>450円</u>	(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>420円</u>
(2) 蒸気発生式オープン	<u>390円</u>	(2) 蒸気発生式オープン	<u>360円</u>
(3) パン用ホイロ	<u>260円</u>	(3) パン用ホイロ	<u>250円</u>
(4)・(5) (略)	(略)	(4)・(5) (略)	(略)
(6) 大型送風定温乾燥機	<u>260円</u>	(6) 大型送風定温乾燥機	<u>250円</u>
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) 水引き粉製造装置	<u>340円</u>	(8) 水引き粉製造装置	<u>320円</u>
(9) 減圧フライ機	<u>320円</u>	(9) 減圧フライ機	<u>310円</u>
(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,610円</u>	(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,520円</u>
(11) 米菓生地乾燥機	<u>400円</u>	(11) 米菓生地乾燥機	<u>380円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>860円</u>	(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>1,070円</u>
(13) テスト焼機	<u>1,560円</u>	(13) テスト焼機	<u>1,400円</u>
(14) テスト用平煎り機	<u>570円</u>	(14) テスト用平煎り機	<u>520円</u>
(15) 自動餅つき機	<u>250円</u>	(15) 自動餅つき機	<u>240円</u>
(16)・(17) (略)	(略)	(16)・(17) (略)	(略)
(18) 餅生地通風乾燥機	<u>250円</u>	(18) 餅生地通風乾燥機	<u>240円</u>
(19) あられ切断機	<u>200円</u>	(19) あられ切断機	<u>190円</u>
(20)・(21) (略)	(略)	(20)・(21) (略)	(略)
(22) 野菜細断機	<u>210円</u>	(22) 野菜細断機	<u>200円</u>
(23) (略)	(略)	(23) (略)	(略)
(24) 真空包装機	<u>220円</u>	(24) 真空包装機	<u>210円</u>
(25) 機械式製麴装置	(略)	(25) 機械式製麴装置	(略)
(26)~(30) (略)	(略)	(26)~(30) (略)	(略)
(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>440円</u>	(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>420円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,350円</u>	(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,270円</u>
(33) ジャーファーメンタ	<u>940円</u>	(33) ジャーファーメンタ	<u>870円</u>

一 (34) 大豆脱皮機器 <u>500円</u> (35) 蒸気処理装置 <u>260円</u> (36) 湿熱殺菌処理装置 <u>760円</u> (37) 製麺設備 <u>390円</u>		一 (34) 大豆脱皮機器 <u>470円</u> (35) 蒸気処理装置 <u>250円</u> (36) 湿熱殺菌処理装置 <u>730円</u> (37) 製麺設備 <u>380円</u>	
2 分析機器及び分析器具 (1)～(5) (略) (略) (6) デジタルマイクロスコープ <u>370円</u> (7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置 <u>2,260円</u> (8) (略) (略) (9) 食物繊維自動抽出装置 <u>2,780円</u> (10) 油脂成分自動抽出処理装置 <u>450円</u> (11) マッフル炉 <u>240円</u> (12) 窒素蒸留滴定装置 <u>350円</u> (13) (略) (略) (14) 粒度分布測定装置 <u>1,290円</u> (15) テクスチャーアナライザー <u>470円</u> (16) (略) (略) (17) 生地物性測定装置 <u>590円</u> (18) (略) (略)		2 分析機器及び分析器具 (1)～(5) (略) (略) (6) デジタルマイクロスコープ <u>360円</u> (7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置 <u>2,000円</u> (8) (略) (略) (9) 食物繊維自動抽出装置 <u>2,050円</u> (10) 油脂成分自動抽出処理装置 <u>440円</u> (11) マッフル炉 <u>230円</u> (12) 窒素蒸留滴定装置 <u>340円</u> (13) (略) (略) (14) 粒度分布測定装置 <u>1,100円</u> (15) テクスチャーアナライザー <u>460円</u> (16) (略) (略) (17) 生地物性測定装置 <u>580円</u> (18) (略) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第318号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成16年新潟県告示第38号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア	通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア
小阿賀野川（全域）	A	ア	小阿賀野川（全域）	A	ア
五十嵐川（全域）	A	ア	五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	A	ア
清津川（全域）	AA	ア	清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	AA	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	A	ア	関川下流（渋江川合流点より下流）	A	ア
保倉川上流（飯田川合流点より上流）	A	ア	保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	A	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア	保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア

◎新潟県告示第319号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和51年新潟県告示第488号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ	福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ
新井郷川上流（潟口橋から旧加治川合流点まで）	B	ア	新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	B	ウ
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ	新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	B	ア
新発田川（住吉橋より下流）	C	ア	新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ
安野川（全域）	A	イ	新発田川（住吉橋より下流）	C	ア
都辺田川（全域）	A	ア	安野川（全域）	A	イ
新谷川（全域）	AA	ア	都辺田川（全域）	A	ア
常浪川（全域）	AA	ア	新谷川（全域）	AA	ア
早出川（全域）	AA	ア	常浪川（全域）	AA	ア
奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア	早出川（全域）	AA	ア
新島崎川水域（全域）	B	ア	奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア
郷本川水域（全域）	B	ア	新島崎川水域（全域）	B	ア
島崎川水域（全域）	C	ア	郷本川水域（全域）	B	ア
柿崎川（全域）	A	ア	島崎川水域（全域）	C	ア
吉川（全域）	B	ア			
能生川（全域）	A	ア			

早川（全域）	A	ア	柿崎川上流（吉川合流点より上流）	A	ア
姫川（県境より下流）	AA	ア	柿崎川下流（吉川合流点より下流）	A	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ	吉川（全域）	B	ア
			能生川（全域）	A	ア
			早川（全域）	A	ア
			姫川（県境より下流）	AA	ア
			栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ

◎新潟県告示第320号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和48年新潟県告示第563号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
胎内川上流（高野橋より上流）	AA	ア	胎内川上流（胎内川頭首工から上流）	AA	ア
胎内川下流（高野橋から下流）	A	ア	胎内川中流（胎内川頭首工から高野橋まで）	AA	ア
			胎内川下流（高野橋から下流）	A	ア

◎新潟県告示第321号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和49年新潟県告示第390号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
荒川中流（県境から旭橋まで）	AA	ア	荒川中流（県境から旭橋まで）	AA	ア
荒川下流（旭橋より下流）	AA	ア	荒川下流（旭橋より下流）	AA	ア
鯖石川（全域）	A	ア	鯖石川上流（小坂橋より上流）	A	ア
鵜川（全域）	A	ア			

	鯖石川中流(小坂橋から豊田橋まで)	A	ア
	鯖石川下流(豊田橋より下流)	A	ア
	鵜川上流(御幸橋より上流)	A	ア
	鵜川下流(御幸橋より下流)	A	ア

◎新潟県告示第322号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 独立行政法人労働者健康安全機構 新潟労災病院
- 2 所在地 上越市東雲町1丁目7番12号
- 3 有効期間 令和6年3月24日から
令和9年3月23日まで

◎新潟県告示第323号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 県立がんセンター新潟病院
- 2 所在地 新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 有効期間 令和6年3月30日から
令和9年3月29日まで

◎新潟県告示第324号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院
- 2 所在地 上越市大道福田616番地
- 3 有効期間 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで

◎新潟県告示第325号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	ハイハイネット株式会社	新潟県小千谷市桜町 5145-1	ハイハイネット株式会社	令和6年3月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ハイハイネット株式会社	新潟県小千谷市桜町 5145-1	ハイハイネット株式会社	令和6年3月1日

訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションラ イフィニティ石打	新潟県南魚沼市上一 日市94番地	医療法人俊榮会	令和6年3月1 日
------------------	-------------------------	---------------------	---------	--------------

◎新潟県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
肴町介護医療院	新潟県村上市田端町16番7号	医療法人山北会	令和6年3月1日

◎新潟県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	辞退年月日
肴町病院	新潟県村上市田端町16番7号	医療法人山北会	令和6年2月29日

◎新潟県告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 委託した事務
「ジブリパークとジブリ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 前売観覧券販売期間
令和6年4月1日から令和6年4月16日まで
- 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 大田 正信
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 新潟・市民映画館シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人

新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 秋山 啓治
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網 (社内のみ利用可)	新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網 代表取締役社長 正力 源一郎
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 大原 興人
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

◎新潟県告示第329号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「ジブリパークとジブリ展」当日観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 当日観覧券販売期間

令和6年4月17日から令和6年6月9日まで

3 当日観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
------	---------

アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久
------------------	--

4 委託期間

令和6年4月17日から令和6年6月30日まで

◎新潟県告示第330号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年1月新潟県告示第9号）の一部を令和6年3月12日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚） 知事管理区分 新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 知事管理漁獲可能量 <u>135.056</u> トン	1	くろまぐろ（小型魚） 知事管理区分 新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 知事管理漁獲可能量 <u>133.056</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚） 知事管理区分 新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 知事管理漁獲可能量 <u>46.628</u> トン	2	くろまぐろ（大型魚） 知事管理区分 新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 知事管理漁獲可能量 <u>59.128</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区飯室字アラ田1192から1197まで、字飯室山1441から1443まで、1466から1478まで、1488から1500まで、1563から1571まで、1589、1590の1、1591から1598まで、1599の1、1599の2、1600から1606まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区菅沼字釜潰21の甲、21の乙、24の1、24の2、25、26、朴の木字板木130の3、131の1、132、133

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第333号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第48条第9項により準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和6年3月25日から令和6年4月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 阿賀用水右岸土地改良区連合	阿賀用水右岸土地改良区連合	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	新潟市北区役所、新潟市江南区役所、新発田市地域整備庁舎及び阿賀野市役所	第84条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営旧広通江地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年3月25日から令和6年4月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市西区役所及び新潟市西蒲区役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間 令和5年9月25日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 大石ダム（新潟県岩船郡関川村の一部）

◎新潟県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第337号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量による数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 令和5年4月17日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟県津南町、十日町市、湯沢町、長野県栄村、山ノ内町

◎新潟県告示第338号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

路線名	区間	左右の別	延長(メートル)
県道余川塩沢停車場線	南魚沼市塩沢字後ノ田1216番9から 同市塩沢字後ノ田1169番49まで	右	276
	南魚沼市塩沢字来清1447番7から 同市塩沢字後ノ田1229番12まで	左	284

◎新潟県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	新	(A)7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 三条市柳川新田字中谷内1069番1まで		(B)12.0~129.0メートル	13,453.4メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	旧	(A)7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B)12.0~63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C)28.1~129.0メートル	734.8メートル

加茂市大字下条字横道乙701番1から 同市大字下条字中谷地甲1670番まで	(D) 15.6～56.6メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1670番から 三条市下保内字上谷地116番1まで	(E) 14.0～42.4メートル	563.0メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで	(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで	(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで	(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで	(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで	(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで	(K) 14.9～48.0メートル	755.8メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで	(L) 13.4～30.0メートル	877.0メートル
三条市須戸新田字石田1285番1から 同市柳川新田字中谷内1069番1まで	(M) 16.3～47.4メートル	1,229.8メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)、(L)及び(M)は関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道村松田上線と重用

◎新潟県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 一般国道 403号

2 供用開始の区間

三条市下保内字上谷地116番1から同市柳川新田字中谷内1069番1まで

3 供用開始の期日 令和6年3月23日

◎新潟県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字福橋字藤塚1093番2から	新	11.2～19.6メートル	100.0メートル
同市大字下真砂字横まくり136番1まで	旧	11.2～19.6メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号、一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字下真砂字横まくり136番1から	新	11.2～19.6メートル	100.0メートル
同市大字福橋字藤塚1093番2まで	旧	11.2～19.6メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号、一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用

◎新潟県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
上越市大字福橋字藤塚1093番2から同市大字下真砂字横まくり136番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月22日

◎新潟県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大瀧直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市頸城区下吉字稲荷袋1506番1から 同市頸城区下吉1285番8まで	新	8.4～11.8メートル	80.0メートル
	旧	8.4～9.4メートル	80.0メートル

◎新潟県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 大湊直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市頸城区下吉字稲荷袋1506番1から同市頸城区下吉1285番8まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月22日

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字福田字一の坪67番2から 同市頸城区西福島字古城三の丁155番1まで	新	7.3～58.0メートル	2,654.0メートル
	旧	(A) 5.8～32.0メートル	1,840.2メートル
		(B) 7.3～58.0メートル	2,654.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道253号及び県道大湊直江津線と重用

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 小猿屋黒井停車場線
- 2 供用開始の区間

上越市大字福田字一の坪67番2から同市頸城区西福島字古城三の丁155番1まで

3 供用開始の期日 令和6年3月22日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 シネマする街 千秋通り
所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1
設置者 ユニー株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司
(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原健
- 3 変更年月日
 - (1) 令和5年10月31日
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和6年3月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年3月22日から令和6年7月22日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リバーサイド千秋
所在地 長岡市千秋二丁目278番地
設置者 ユニー株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

- (変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原健
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社アドバンス 代表取締役 小澤 勝 神奈川県川崎市宮前区鷺沼1-12-2 鷺沼ビラス
ズキ4階406 他22者
(変更後) 株式会社ファンシー三和 代表取締役 小林 和徳 長岡市宝4丁目1番10 他21者
- 3 変更年月日
- (1) 令和5年10月31日
(2) 令和5年11月1日 他
- 4 変更の理由
- (1) 設置者の代表者変更のため
(2) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、小売業者の出店及び退店のため
- 5 届出年月日
令和6年3月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年3月22日から令和6年7月22日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

教育委員会規則

新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後										改正前										
別表第1 県立高等学校										別表第1 県立高等学校										
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員															
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
(略)										(略)										
新潟県立新潟東高等学校		(略)			240 (略)															
新潟県立新潟北高等学校		(略)			120 160 (略)															
新潟県立新潟工業高等学校		機械	(略)		(略)															
		電気	(略)		(略)															
		建築	(略)		(略)															
		土木	(略)		(略)															
		工業化学	(略)		(略)															
		IT工学			40															
		ソフトウェア工学			80															
		都市工学			40															
		建築工学			80															
		環境化学			40															
(略)										(略)										
新潟県立新津南高等学校		(略)			120 (略)															
(略)										(略)										
新潟県立新発田南高等学校		普通	(略)		120 (略)															
		(略)																		
(略)										(略)										
新潟県立新発田商業高等学校		(略)																		
		情報処理	(略)																	
(略)										(略)										
新潟県立村上高等学校		(略)			120 (略)															
(略)										(略)										
新潟県立阿賀野高等学校		(略)							80											
(略)										(略)										
新潟県立長岡大手高等学校		普通	(略)						240											
		(略)																		
新潟県立長岡向陵高等学校		(略)			200 240															
(略)										(略)										
新潟県立長岡農業高等学校		生産技術	(略)						80											
		(略)																		
(略)										(略)										
新潟県立見附高等学校		(略)			80 (略)															
(略)										(略)										
新潟県立三条東高等学校		(略)			200 (略) 240															
(略)										(略)										
新潟県立三条商業高等学校		(略)			120 (略)															
(略)										(略)										
新潟県立国際情報高等学校		(略)																		
		情報科学	(略)		40 (略)															
(略)										(略)										
新潟県立十日町高等学校		普通	(略)		200 240															
		(略)																		
		松之山分校	(略)																	
新潟県立十日町総合高等学校		(略)			440															
(略)										(略)										
新潟県立松代高等学校		(略)			80 (略)															

(略)
新潟県立柏崎常盤高等学校 (略) 120 80 120
(略)
新潟県立高田高等学校 (略)
新潟県立高田北城高等学校 (略) 普通 (略) 200 160 (略)
(略)
新潟県立高田商業高等学校 (略) 120 160
新潟県立久比岐高等学校 (略) (略)
(略)
新潟県立新井高等学校 (略) 440
(略)
新潟県立佐渡高等学校 (略) 普通 (略) 200
(略)
新潟県立佐渡総合高等学校 (略) 400
別表第2 県立中等教育学校
県立学校の名称 全日制の課程の学科(後期課程) 収容定員 第1学年 第2学年 第3学年 第4学年 第5学年 第6学年
(略)
新潟県立直江津中等教育学校 (略) 80 (略)
新潟県立佐渡中等教育学校 (略) 40 (略)

(略)
新潟県立柏崎常盤高等学校 (略) 80 120 80
(略)
新潟県立高田高等学校 (略)
新潟県立高田北城高等学校 (略) 安塚分校 普通 (略) 160 200 (略)
(略)
新潟県立高田商業高等学校 (略) 160 120
新潟県立久比岐高等学校 (略) 40 (略)
(略)
新潟県立新井高等学校 (略) 400
(略)
新潟県立佐渡高等学校 (略) 普通 (略) 160
(略)
新潟県立佐渡総合高等学校 (略) 360
別表第2 県立中等教育学校
県立学校の名称 全日制の課程の学科(後期課程) 収容定員 第1学年 第2学年 第3学年 第4学年 第5学年 第6学年
(略)
新潟県立直江津中等教育学校 (略) 120 (略)
新潟県立佐渡中等教育学校 (略) 80 (略)